

# 第45回 通常総会



## 宮城県肢体不自由児者父母の会連合会

〒983-0836 仙台市宮城野区幸町四丁目6番2号  
(宮城県障害者福祉センター内)

TEL (022) 293-2902 (宮城県障がい者福祉協会内)

FAX (022) 291-1588

宮城県肢体不自由児者父母の会連合会

## 第45回（令和3年度）通常総会

### 議 題

#### 第1号議案

令和2年度事業報告並びに収支決算承認に関する件  
会計監査報告

#### 第2号議案

令和3年度事業計画並びに収支予算設定に関する件

宮城県肢体不自由児者父母の会ホームページ  
<http://miyagikenshiren.web.fc2.com/>



## 第1号議案

### 令和2年度事業・活動報告並びに会計収支報告（案）

新型コロナウイルス感染症が日本国内で確認されてから1年が経過しました。この間、幾つかの波を超え、収まる気配どころか、さらに第4波の兆しさえ見られます。

コロナ禍の収束は、唯一ワクチン頼りですが、やっと2月に、医師や看護師ら医療関係者への優先接種が開始されました。しかし、関係者全員にはまだまだ行き渡っていません。4月からは、65歳以上の高齢者を対象に接種が始まりました。多くの市町村では、ワクチンの数に制限があるため高齢者施設の利用者が優先で、その他の高齢者への接種はまだまだ先になりそうです。一般の人への接種は見通しが立っていません。

また、新型コロナの変異株が全国に拡大しています。変異株は、従来型を大きく上回る感染力を持つと言われます。さらに、変異株に、予定されたワクチンがどれほどの効果があるのかも解明されていません。

このような状況の中、当会の令和2年度第44回通常総会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、初めての書面による決議としました。

第53回全肢連全国大会は、9月19日と20日の両日宮崎市で開催予定でしたが中止となりました。予定していた厚労省の「障害児施策の動向」と文科省の「特別支援教育の動向」と題しての基調講演や、第一分科会「肢体不自由児、重度障害児のICTを活用した教育に向けて」、第二分科会「児から者への医療移行と最近の話題」、第三分科会「障害者の自立に向け保護者におもうこと」などは、後日、冊子にまとめられて配布されました。

第40回東北肢連秋田大会も残念ながら中止となりました。

東北ブロック地域指導者育成セミナーは、宮城県肢連が担当で開催される予定でした。早々に日程を決め、茂庭荘を仮予約もしましたが、新型コロナの収束は見通せず、やむを得ず中止としました。

さわやかレクリエーションは、会員の最も楽しみにしている事業の一つですが、バスでの移動や昼食など、どうしても3蜜を避けることは不可能なことから実施を見送りました。

このほか、役員会もほとんど開催できませんでした。

## 令和2年度事業・活動の概要

### 全国肢体不自由児者父母の会連合会（全肢連）関係

1. 第53回全国大会 ※新型コロナウイルス感染拡大防止の為規模縮小  
日 時：令和2年9月19日（土）～20日（日）  
場 所：宮崎市
2. 通常総会（兼全国会長・事務局長会議）  
書面決議

### 東北肢体不自由児者父母の会連合会（東北肢連）関係

1. 第40回秋田大会  
新型コロナウイルス感染拡大防止の為延期
2. 地域指導者育成セミナー  
新型コロナウイルス感染拡大防止の為中止
3. 連絡協議会  
新型コロナウイルス感染拡大防止の為中止

### 宮城県肢体不自由児者父母の会連合会（宮城県肢連）関係

1. 第44回通常総会  
書面決議（ホームページに掲載）
2. 定例役員会〔県・仙台肢会合同開催〕1回 宮城県障害者福祉センター等  
事業実施計画、会報発行、総会開催等の検討・決定  
監査  
一般会計、特別会計監査
3. 三役会議〔会長、副会長、会計〕2回  
事業実施計画、会報発行、総会開催等の企画・立案・検討
4. 会員推進  
ホームページに掲載
5. さわやかレクリエーションキャンプ  
新型コロナウイルス感染拡大防止の為中止
6. 療育キャンプ（きぼっこキャンプ）宮城県障がい者福祉協会主催  
新型コロナウイルス感染拡大防止の為中止
7. 『みやぎアピール大行動2020』  
日 時：令和2年11月1日（日）  
場 所：集会 — エルパーク仙台  
行進 — 元鍛冶丁公園 ⇒ 一番町アーケード ⇒ 仙都会館前  
参加者：入間川節子
8. コカ・コーラ自動販売機設置推進

9. みやぎアピール実行委員会

参加者：入間川節子

10. 単位会通常総会

仙台 書面決議

東部 書面決議

仙北 書面決議

11. その他

## 令和2年度一般会計決算(案)

### ○収入の部

(単位：円)

科目	予算	決算	比較増減	備考
会費	226,800	212,400	-14,400	仙台131,400、東部28,800、仙北28,800、仙南14,400、石巻9,000
前年度より繰越	426,063	426,063	0	
繰入金	1,300,000	800,000	-500,000	特別会計より繰入
雑収入	7,137	0	-7,137	
合計	1,960,000	1,438,463	-521,537	

### ○支出の部

科目	予算	決算	比較増減	備考
総会費	70,000	38,610	-31,390	総会資料代
役員会費	160,000	78,798	-81,202	旅費、会議雑費
事務費	900,000	714,999	-185,001	事務員手当、事務経費、プリンター
通信費	70,000	85,669	15,669	葉書・切手、送料、ポケットWiFi
外部会議費	150,000	0	-150,000	
研修費	100,000	0	-100,000	
事業費	100,000	20,000	-80,000	アピール大行動20,000
負担金	125,000	95,000	-30,000	全肢連95,000
広報費	30,000	14,580	-15,420	会報代、会員推進費
組織費	10,000	0	-10,000	
諸費	20,000	5,000	-15,000	慶弔費
次年度へ繰越	225,000	385,807	160,807	
合計	1,960,000	1,438,463	-521,537	

## 令和2年度特別会計決算(案)

### ○収入の部

(単位：円)

科 目	予 算	決 算	比較増減	備 考
前年度より繰越	88,522	88,522	0	
コカ・コーラ福祉還元金	1,813,374	1,263,096	-550,278	
全肢連助成金	50,000	0	-50,000	
雑収入	4	4	0	預金利子4
合 計	1,951,900	1,351,622	-600,278	

### ○支出の部

科 目	予 算	決 算	比較増減	備 考
一般会計へ繰出し	1,300,000	800,000	-500,000	
単体会支援金	587,000	493,000	-94,000	仙台288,000、東部134,000、仙北71,000、仙南0、石巻0
施設建設積立金・施設支援金	0	0	0	
予備費	64,900	0	-64,900	
次年度へ繰越	0	58,622	58,622	
合 計	1,951,900	1,351,622	-600,278	

### ○施設建設積立金・施設支援金

科 目	予 算	決 算	比較増減	備 考
前年度より繰越	6,766,056	6,766,056	0	
積立金収入	0	0	0	
雑収入	3,520	1,895	-1,625	貯金利子
支 出	0	0	0	
合 計	6,769,576	6,767,951	-1,625	

## 監 査 報 告

会則第9条第3項の規定に基づき、令和2年度一般会計、特別会計に係る会計帳簿並びに関係書類について、令和3年8月28日に監査した結果適正であることを認めます。

令和3年8月28日

監 事 今 野 得 子



監 事 瀧 澤 琴 子



### 訃 報

仙 台 石川 進 様 ミヨシ様ご子息

仙 台 千葉 繁春 様

謹んでご冥福をお祈りいたします



## 第2号議案

### 令和3年度事業・活動計画並びに予算（案）

2011年3月11日に発災した東日本大震災から10年が過ぎました。

10年を振り返ると、毎年、全国いたるところで地震や豪雨、台風など自然災害が発生しています。2月13日深夜に、福島県沖を震源とする震度6強の地震がありました。さらに3月20日にも宮城県沖を震源とする5強の地震が発生しています。いずれも10年前の余震で、さらに強い余震の可能性があると云います。

自然災害が起きるたびに、多くの犠牲者が出ています。犠牲者の大半は、自力避難が困難な高齢者や障害者など災害弱者と言われる人たちです。

災害弱者の逃げ遅れなどが後を絶たないことから、令和3年度に災害対策基本法の一部を改正し、1人1人の避難方法を事前に決めておく「個別計画」を各市町村の努力義務とするそうです。

また、避難を強いられた高齢者や障害者を支援する「災害派遣福祉チーム(DWAT)」が全国に普及しています。DWATは、介護福祉士や保育士など専門職で構成され、災害時に避難所などで相談業務や食事、トイレ介護等を行います。

各市町村では、災害時に備えて「避難所運営マニュアル」を作成しています。仙台市は新型コロナ対策として、密集、密閉、密接の「3密」を回避するため、避難所内は世帯ごとに区画を分け、互いの間隔を2メートル空けるなどの追加マニュアルを作成しました。災害弱者を守るための、様々な対応が取られています。

支援を受ける側としても、災害時に自力で対応することが難しいことを周囲に知らせることが大切です。家族と一緒に地域の防災訓練に参加し、不安や悩みを相談する機会にしたいものです。

新型コロナウイルス感染症は一向に収まる気配が見えません。宮城県内では、3月17日に初めて100人を超える感染者が確認されて以来、連日100人台の感染者が出ています。そのため、県と仙台市は独自の緊急事態宣言を発令しました。さらに、大阪、兵庫と共に全国初の特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」が適用されました。

このような状況から、例年6月に開催している通常総会は、今年度は特例として9月まで延期して様子を見ましたが、状況が改善しないことから今年度も書面によって議決を受ける方式で開催することとしました。

新型コロナによる自粛生活は当分続くと思います。会員の皆さまにおかれましては、健康に留意し今年度もご協力よろしく願いいたします。

## 令和3年度事業・活動の概要

### 全国肢体不自由児者父母の会連合会（全肢連）関係

1. 第54回全国大会（WEBオンラインでの視聴参加と来場参加の併用）  
日 時：令和3年9月18日（土）  
場 所：大田区産業プラザPIO
2. 通常総会（兼全国会長・事務局長会議）  
書面決議

### 東北肢体不自由児者父母の会連合会（東北肢連）関係

1. 第40回秋田大会  
新型コロナウイルス感染拡大防止の為、再度開催延期
2. 地域指導者育成セミナー（場合によってはオンラインで開催）  
日 時：令和3年12月18日（土）～19日（日）  
場 所：宮城県青年会館 エスポールみやぎ
3. 連絡協議会  
日 時：令和 年 月 日（ ）  
場 所：

### 宮城県肢体不自由児者父母の会連合会（宮城県肢連）関係

1. 第45回通常総会  
書面で議決を受ける
2. 定例役員会 偶数月 事業実施計画、会報発行、総会開催等の検討・決定  
監査 一般会計、特別会計監査
3. 三役会議〔会長、副会長、会計〕  
事業実施計画、会報発行、総会開催等の企画・立案・検討
4. 会員推進  
ホームページに掲載
5. さわやかレクリエーションキャンプ  
日 時：令和3年10月23日（土）  
場 所：宮城県障害者総合体育センター
6. 療育キャンプ（きぼっこキャンプ）宮城県障がい者福祉協会主催  
（夏）日 時：令和3年 8月12日（木）～16日（月）  
場 所：宮城県障害者福祉センター 2～3家族を対象  
（冬）日 時：令和3年12月 日（ ）

7. 『みやぎアピール大行動2021』  
日 時：令和3年9月23日（木・秋分の日）  
場 所：せんだいメディアテーク・オープンスクエア
8. コカ・コーラ自動販売機設置推進
9. みやぎアピール実行委員会
10. 単位会通常総会  
    仙台    書面決議  
    東部  
    仙北  
    仙南  
    石巻
11. その他

## 令和3年度一般会計予算(案)

### ○収入の部

(単位：円)

科 目	予 算	前年度決算	比較増減	備 考
会 費	212,400	212,400	0	前年度実績
前年度より繰越	385,807	426,063	-40,256	
繰入金	800,000	800,000	0	特別会計より繰入
雑収入	0	0	0	
合 計	1,398,207	1,438,463	-40,256	

### ○支出の部

科 目	予 算	前年度決算	比較増減	備 考
総会費	60,000	38,610	21,390	総会資料代、弁当代
役員会費	100,000	78,798	21,202	旅費、会議雑費
事務費	700,000	714,999	-14,999	事務員手当、事務経費
通信費	82,000	85,669	-3,669	葉書・切手、送料、ポケットWiFi
外部会議費	30,000	0	30,000	全国大会、東北連絡協議会
研修費	10,000	0	10,000	東北地区指導者育成セミナー
事業費	40,000	20,000	20,000	アピール大行動、さわやかレク
負担金	95,000	95,000	0	全肢連95,000
広報費	30,000	14,580	15,420	会報代、会員推進費
組織費	0	0	0	
諸 費	26,207	5,000	21,207	慶弔費
次年度へ繰越	225,000	385,807	-160,807	
合 計	1,398,207	1,438,463	-40,256	

## 令和3年度特別会計予算(案)

### ○収入の部

(単位：円)

科 目	予 算	前年度決算	比較増減	備 考
前年度より繰越	58,622	88,522	-29,900	
コカ・コーラ福祉還元金	1,263,096	1,263,096	0	前年度実績
全肢連助成金	50,000	0	50,000	さわやかレクリエーション
雑収入	4	4	0	預金利子(前年度実績)
合 計	1,371,722	1,351,622	20,100	

### ○支出の部

科 目	予 算	前年度決算	比較増減	備 考
一般会計へ繰出し	800,000	800,000	0	
単位会支援金	562,000	493,000	69,000	仙台277,000、東部171,000、仙北77,000、仙南38,000、石巻24,000
施設建設積立金・施設支援金	0	0	0	
予備費	9,722	0	9,722	
次年度へ繰越	0	58,622	-58,622	
合 計	1,371,722	1,351,622	20,100	

### ○施設建設積立金・施設支援金

科 目	予 算	前年度決算	比較増減	備 考
前年度より繰越	6,767,951	6,766,056	1,895	
積立金収入	0	0	0	
雑収入	1,895	1,895	0	貯金利子(前年度実績)
支 出	0	0	0	
合 計	6,769,846	6,767,951	1,895	

(参考資料)

## 宮城県肢体不自由児者父母の会連合会会則

### 第1章 総則

第1条 この会は、宮城県肢体不自由児者父母の会連合会という。

第2条 この会の事務局を宮城県障害者福祉センター（仙台市宮城野区幸町四丁目6番2号）内に置く。

### 第2章 目的及び事業

第3条 この会は、肢体不自由児者の福祉の増進を図ることを目的として、次の事業を行う。

- (1) 肢体不自由児者が幸福な人生を送るための諸方策の推進
- (2) 肢体不自由児者に対する理解の促進を図るとともに、働く場や生活する場の設置推進
- (3) 講演会や懇談会、研究調査等の研修活動
- (4) 心身障害児者等の関係団体との連絡提携
- (5) その他、肢体不自由児者の福祉の増進に関すること

### 第3章 会員及び組織

第4条 この会は、宮城県に所在する肢体不自由児者父母の会（単位会）等をもって組織する。

ただし、構成員は肢体不自由児者の父母とその本人及び家族等とすることができる。

- 2 この会は、本会の目的を達成するため部会を置くことができる。
- 3 この会の趣旨に賛同する個人及び団体を賛助会員とする。

### 第4章 会計

第5条 この会の経費は、単位会よりの納入金をもってあてる。

- 2 この会の経費は、助成金、寄付金その他の収入をもってあてる。
- 3 この会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

### 第5章 役員及び職員

第6条 この会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名

- (3) 会計 若干名
- (4) 幹事 若干名
- (5) 監事 2名

第7条 会長、副会長及び監事は、総会において選出する。

- 2 会計は、会長が委嘱する。
- 3 幹事は、各単位会から選出された者並びに会長が委嘱する者とする。

第8条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。役員に欠員が生じたときは、前条の方法で選出し、任期は前任者の残任期間とする。

第9条 役員職務は、つぎのとおりとする。

- (1) 会長は、会務を統括し、この会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代行する。
- (3) 会計は、この会の経理を担当する。
- (4) 幹事は、会長、副会長とともに会の運営にあたる。
- (5) 監事は、この会の経理を監査する。監事は、他の役職を兼ねることができない。

第10条 会長は、この会に書記若干名を委嘱することができる。

- 2 この会に、有給の職負を置くことができる。

第11条 この会には、顧問及び参与を置くことができる。役員会の推薦によって会長が委嘱する。

## 第6章 総会

第12条 総会は年1回開く。ただし、会長が必要と認めるときは臨時に開くことができる。

第13条 総会において審議する議事は次のとおりである。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 役員選出に関すること。
- (4) その他、役員会において必要と認める事項。

第14条 総会は、会員の2分の1以上の出席により成立し、議事は出席会員の過半数による決議を要する。

ただし、やむを得ない事由により出席できない会員は、書面をもって表決することができる。

## 第7章 役員会

第15条 役員会は、会長、副会長、会計、幹事で構成する。

2 役員会は会長の招集により開催し、次のことを審議する。

- (1) 総会に提出する事項
- (2) 顧問及び参与の推薦
- (3) 表彰
- (4) その他、この会の運営上会長が必要と認める事項

3 役員会で審議する事項の案は、会長、副会長、会計で構成する三役会で作成することができる。

4 顧問、参与並びに監事は、役員会に出席して意見を述べることができる。

## 第8章 表彰

第16条 次の各号の1つに該当する時は表彰する。

- (1) 本会の事業発展に貢献した個人、団体
- (2) 重大な災害を未然に防止し又は災害にさいし貢献的な功労があった個人、団体
- (3) その他、各号に準じて表彰する事が適当と認めた個人、団体

## 第9章 会則の改正並びに解散

第17条 この会の会則改正は、総会において出席会員の過半数の同意がなければならぬ。

第18条 この会の解散は、会員の4分の3以上の同意がなければならない。

## 付則

1. この会則は、昭和52年7月23日から施行する。
2. この会の運営に必要な項目については、別に定める。
3. この会則は、昭和58年6月24日改正施行する。
4. この会則は、昭和63年10月16日改正施行する。
5. この会則は、平成14年6月16日改正施行する。
6. この会則は、平成19年6月16日改正施行する。
7. この会則は、平成23年6月11日改正施行する。
8. この会則は、平成27年6月20日改正施行する。



## 宮城県肢体不自由児者父母の会連合会確認事項

### 1 会費

会費の納入は、従来とおりとし、会員1人、年会費3,600円とする。  
ただし、障害者会員は、年会費1,800円とする。

### 2 単位会地域

単位会地域は、当分の間、下記のとおりとする。

仙台・東部・仙南・仙北・石巻

なお、入会地域は、本人の希望を考慮する。

### 3 会員の旅費

(1) 会議への出席など、県外で県肢連活動に従事する場合は、実費（交通費・宿泊費・懇親会費）を支給する。

ただし、全国大会に出席する場合の旅費は次のとおりとする。

①関東地区（主として東京地区） 20,000円

②関西・甲信越・北海道地区 30,000円

③九州・四国・沖縄地区 40,000円

また、東北大会への参加については予算の範囲で支給する。

(2) 役員会、三役会への出席など、県内で県肢連活動に従事する場合は、一日につき800円の日当を支給する。自家用車や公共交通機関を使用した場合は、移動距離に応じて、50～100km：1,500円、100km以上：3,000円の交通費を支給する。宿泊が必要な場合は交通費に加えて宿泊費・懇親会費の実費を支給する。ただし、県肢連総会出席については費用を弁償しない。

### 4 慶弔費

(1) 会員（配偶者を含む）並びにその子ども（障害者）が死亡した場合は、香典料として、5,000円を贈呈する。

(2) 県肢連及び各単位会以外の団体から招待されて総会等に出席する場合は、祝儀料として、5,000円を贈呈する。

### 5 単位会活動報告

(1) 単位会支援金を希望する単位会は単位会総会資料と議事録を提出する。

上記以外の事項については、役員会で協議のうえ定める。

令和2年度県肢連役員名簿

会 長	永井 一男 (仙台)
副会長	佐藤 征機 (仙台)・赤間 邦夫 (東部) 松田 廣勝 (仙南)・川名 敏也 (仙北)
会 計	一般：菅原 貞子 (東部) 特別：松田 廣勝 (仙南)
監 事	今野 得子 (仙台)・瀧澤 琴子 (仙台)
幹 事 (各単位会選出)	仙台：黒川さわい・青砥 明子・入間川節子・鷺見 俊雄 野家志津子・工藤 俊子 仙北：山崎 恵子 東部：選出報告なし 仙南：選出報告なし 石巻：選出報告なし
幹 事 (会長委嘱)	杉山 和子 (仙台)・入間川喜代 (仙台) 下山 清子 (東部)・岩崎 元子 (東部)・菅原 貞子 (東部) 小野寺孝幸 (仙北)
顧 問	目黒 恵子 (仙台)
事務局	下山 恵子

令和2年度他団体役員名簿

(県肢連経費で活動したもののみ記載)

東北肢体不自由児者父母の会連合会連絡協議会                      副会長    永井 一男



